

◎大和市議会政務活動費の交付に関する条例の逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大和市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に所属しない議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の研究調査その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定しています。また、同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」さらに、同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定しており、これらの規定を受けて、この条例で政務活動費の交付に関しての具体的な内容を定めています。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、大和市議会の議員の職にあるもの(以下「議員」という。)²人以上により結成された団体(以下「会派」という。)又は会派に所属しない議員に対して交付する。

【解説】

- ・政務活動費の交付の対象は、「会派」と「会派に所属しない議員」とすることを定めています。
- ・会派の結成には、2人以上の所属議員を必要とします。1人の場合は、会派には該当せず、会派に所属しない議員として交付の対象となります。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は会派に所属しない議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して申請をしなければならない。

【解説】

- ・会派及び会派に所属しない議員からの申請に基づいて、交付することを定めています。

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、4月1日及び10月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額35,000円を乗じて得た額を、基準日が属する月の末日までに交付するものとする。

2 前項の規定により、政務活動費を4月に交付する場合は、4月から9月までの分とし、10月に交付する場合は、10月から翌年3月までの分とする。

3 議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数分を交付するものとする。

4 任期満了又は議会の解散に伴う選挙後新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月分から政務活動費を交付するものとする。

5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該辞職等をした議員は、第1項の所属議員数に含まないものとする。

6 政務活動費の交付を受けた会派は、議会の解散があった場合は、解散の日の属する月分以後の政務活動費を返還しなければならない。

【解説】

<第1項関係>

- ・政務活動費の交付について、算定方法と交付の時期を定めています。

<第2項関係>

- ・4月と10月に支給する政務活動費のそれぞれの算定対象期間を定めています。

<第3項関係>

- ・任期が満了する場合の政務活動費の交付について定めたものであり、任期満了日の属する月の前月までが交付の対象となります。
- ・「議員の任期」とは、議員の地位を有する期間のことをいい、4年間です。

<第4項関係>

- ・新たに結成された会派の政務活動費の交付について定めたものであり、結成された日の属する月から交付の対象となります。

<第5項関係>

- ・基準日に辞職等をした議員を申請額に算定しないことを定めています。
- ・「辞職」とは、議員自ら辞職願を議長に提出して許可されたことをいいます。
- ・「失職」とは、議員自らの意思にかかわらず、法定事由に該当したため、その職を失うことをいいます。
- ・「除名」とは、議会における懲罰の一つで議員の身分を失わせる処分のことをいいます。

<第6項関係>

- ・議会の解散があった場合に、既に交付された政務活動費について、解散の日の属する月分以後の分は返還しなければならないことを定めています。

(会派に所属しない議員に対する政務活動費)

第5条 会派に所属しない議員に対する政務活動費は、基準日に在職する会派に所属しない議員に対して、月額35,000円を基準日が属する月の末日までに交付するものとする。

2 前条第2項、第3項及び第6項の規定は、会派に所属しない議員に対する政務活動費について準用する。

3 任期満了又は議会の解散に伴う選挙後新たに会派に所属しない議員となった者に対しては、第3条の交付申請のあった日の属する月分から政務活動費を交付するものとする。

4 会派に所属しない議員が基準日において辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなったときは、政務活動費は交付しない。

【解説】

<第1項関係>

- ・会派に所属しない議員の政務活動費の交付について、算定方法と交付の時期を定めています。

<第2項関係>

- ・会派に所属しない議員には、第4条第2項、第3項及び第6項の規定に従って交付することを定めています。

<第3項関係>

- ・新たに会派に所属しない議員となった者には、申請日の属する月分から交付することを定めています。

<第4項関係>

- ・基準日において、会派に所属しない議員が議員でなくなったときは、交付しないことを定めています。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び会派に所属しない議員が行う別表に掲げる市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てることができるものとする。

【解説】

- ・別表で「経費の範囲」を定め、市政に関する調査研究に資するために必要な具体的な経費区分を定めています。

(支出状況の調査)

第7条 市長は、必要と認める場合には、交付した政務活動費の支出の状況について調査することができる。

【解説】

- ・市長が、必要に応じて、交付後の支出の状況を調査することができることを定めています。

(経理責任者)

第8条 会派には、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

【解説】

- ・「経理責任者」とは、政務活動費の透明性の確保を踏まえ、会派に交付された政務活動費を管理し、関係書類を作成、保管する者です。

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を作成し、領収書等の証拠書類を添付して毎年4月

30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会若しくは政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた会派に所属しない議員が、議員でなくなったときは、当該会派の経理責任者であった者又は会派に所属しない議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に前項の収支報告書等を提出しなければならない。

【解説】

<第1項関係>

- ・政務活動費について、その使途の透明性を確保するため、収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して提出期限内に議長に提出することを定めています。
- ・「収支報告書」とは、4月から翌年3月までの1年間の政務活動費の収入支出について、項目別金額とその合計額、そして残額がある場合にはその金額を記載したものです。

<第2項関係>

- ・議会若しくは会派の解散があったとき、又は会派に所属しない議員が議員でなくなったときに既に交付を受けている場合は、収支報告書及び領収書等を提出期限内に議長に提出しなければならないことを定めています。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める額を市長に返還しなければならない。

- (1) 交付を受けた政務活動費の総額から、必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額
- (2) 第7条の規定による調査の結果、第6条に規定する経費の範囲に適合しない政務活動費の支出であると市長が認めた場合は、当該経費の範囲に適合しない支出に相当する額

【解説】

- ・政務活動費に残余がある場合や経費の範囲に適合しない支出がある場合には、その額を市長に返還しなければならないことを定めています。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

【解説】

- ・ 議長による政務活動費の使途の透明性の確保について定めています。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

【解説】

- ・ 「大和市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」を定めています。